

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく交通安全特定事業計画の作成及び公表並びに音響信号機の整備・運用について
 対象受検機関：警察本部交通部交通規制課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																	
<p>1 交通安全特定事業について</p> <p>(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、大阪府内市町村において移動等円滑化に係る事業の基本構想が策定されたときは、大阪府公安委員会は、当該基本構想に即して交通安全特定事業計画を作成し、同計画に基づく交通安全特定事業を実施することになっている。</p> <p>(2) 交通安全特定事業計画には、道路の区間と路線ごとに、実施すべき事業内容、実施予定期間、事業実施に際し配慮すべき重要事項を定めており、同計画の作成に当たっては、高齢者、障がい者団体、周辺住民からの意見聴取を行うこととなっている。</p> <p>(3) 大阪府公安委員会では、平成14年度から平成28年度にかけて、33市町村から149基本構想を受理しており、121地区の交通安全特定事業計画を作成している。</p> <p>(4) 作成された交通安全特定事業計画は、府警本部の閲覧コーナーで公表されているが、府警のホームページでは公開されていない（警視庁及び京都府警ではホームページで公開されている）。</p> <p>2 音響信号機について</p> <p>(1) 音響信号機は、交通安全特定事業計画に基づき整備される場合と、計画外でも交差点の近隣の障がい者等からの要望により整備する場合がある。</p> <p>(2) 大阪府内には1,695の交差点に音響信号機が整備されており、そのうち2基が運用を停止している。</p> <table border="1" data-bbox="246 1073 1576 1478"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数</th> <th>うち、 運用停止中</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信号機設置交差点数</td> <td>12,335</td> <td></td> <td rowspan="4"> ※交差点数及び横断箇所数は、平成28年度末現在 ※「音響信号機設置交差点数」は、視覚障害者用付加装置又は音響式歩行者誘導付加装置が設置された交差点 ※「運用停止中」の交差点は、一部の音響装置を停止している。 </td> </tr> <tr> <td>音響信号機設置交差点数</td> <td>1,695</td> <td>2 (克明、服部)</td> </tr> <tr> <td>うち、視覚障害者用付加装置設置交差点数</td> <td>1,557</td> <td>2 (克明、服部)</td> </tr> <tr> <td>うち、交通安全特定事業計画に基づく主要な生活関連経路上の視覚障害者用付加装置設置横断箇所数</td> <td>1,264</td> <td>1 (服部)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※交通安全特定事業計画外にも、住民からの要望等により音響信号機を整備する場合があります、1,695基には、これを含んでいる。</p> <p>※「克明」は下記3の豊中警察署管内の克明小学校前交差点であり、「服部」は下記4の同警察署管内の服部緑地東交差点である。</p>	項目	数	うち、 運用停止中		信号機設置交差点数	12,335		※交差点数及び横断箇所数は、平成28年度末現在 ※「音響信号機設置交差点数」は、視覚障害者用付加装置又は音響式歩行者誘導付加装置が設置された交差点 ※「運用停止中」の交差点は、一部の音響装置を停止している。	音響信号機設置交差点数	1,695	2 (克明、服部)	うち、視覚障害者用付加装置設置交差点数	1,557	2 (克明、服部)	うち、交通安全特定事業計画に基づく主要な生活関連経路上の視覚障害者用付加装置設置横断箇所数	1,264	1 (服部)	<p>1 交通安全特定事業計画作成後の公表が府警本部閲覧コーナーのみとなっているため、高齢者、障がい者等が交通安全特定事業計画の情報を容易に得ることが困難な状況になっている。</p> <p>2 音響信号機を整備したものの、次の2か所では整備後1年程度の短期間で運用を停止し、現在もその状態が続いている。</p> <p>(1) 克明小学校前交差点の音響信号機は平成12年度に整備されたが、同年度中に信号機本体の現示変更に伴い西詰及び東詰とも運用が停止された。その後、平成18年10月に東詰のみ運用を再開したが、西詰は運用を停止したままになっている。</p> <p>(2) 服部緑地東交差点の音響信号機は平成16年度に整備されたが、要望を受けて平成17年度に同一横断歩道の4つの音源のうち、2つの運用を停止し、現在に至っている。</p>	<p>1 作成した交通安全特定事業計画については、大阪府警情報公開コーナーでの閲覧に限らず、ホームページへ掲載するなど、高齢者、障がい者等の視点に立って、より積極的な公表方法について検討されたい。</p> <p>2 現在運用停止中の音響信号機のうち、克明小学校前交差点西詰については、視覚障がい者等周辺住民からの意見を把握した上で、必要な措置を検討されたい。 また、音響信号機の整備に当たっては、整備後短期間で運用が停止されないよう、視覚障がい者等周辺住民の意見聴取に限らず、交通の状況、施設導線の整備に係る調査等を十分踏まえて、効果的な整備、運用に努められたい。</p>
項目	数	うち、 運用停止中																	
信号機設置交差点数	12,335		※交差点数及び横断箇所数は、平成28年度末現在 ※「音響信号機設置交差点数」は、視覚障害者用付加装置又は音響式歩行者誘導付加装置が設置された交差点 ※「運用停止中」の交差点は、一部の音響装置を停止している。																
音響信号機設置交差点数	1,695	2 (克明、服部)																	
うち、視覚障害者用付加装置設置交差点数	1,557	2 (克明、服部)																	
うち、交通安全特定事業計画に基づく主要な生活関連経路上の視覚障害者用付加装置設置横断箇所数	1,264	1 (服部)																	

- 3 豊中市克明小学校前交差点の音響信号機について
- (1) 当該交差点には、東詰及び西詰の横断歩道があり、平成12年度ごろの視覚障害者用付加装置の整備当初は双方の横断歩道とも音響を鳴らしていたが、同年度に東詰と西詰で信号現示方式（※）を見直したため、両側の音響を一時的に停止した。その後交差点の安全対策を行い、平成18年度頃から東詰横断歩道のみ音響を鳴らしている。（※）「信号現示方式」とは、赤・青・黄を表示させるパターンのことをいう。
 - (2) 平成29年3月、音響信号機の瑕疵についての住民監査請求があった。内容は次のとおり。
 - ア 豊中市岡町駅地区の視覚障害者用付加装置付きの信号機が「青になっても音が鳴らない」、「点字がわかりにくい」。
 - イ 音響信号機の音響を停止するのではなく、音響のボリュームを下げるという対応もとれるのにそれをとらず、音響式信号機の機能を全廃止し、音響式信号機という財産が本来的効用を發揮できない状態のまま放置している。これは、財産の不当な管理である。
 - ウ 音響のない信号機に点字で「鳴ってから渡ってください」の表示がある。
 - エ 少なくとも、音響式信号機の音響を、スピーカー直下の押しボタン押下者に聞こえる程度の小さい音量で鳴るようにせよ。
 - (3) 当該請求は地方自治法第242条第1項の要件を満たさない請求であるため、平成29年4月26日に却下した。
 - (4) 公安委員会では今回の住民監査請求を受けて、西詰交差点の音響信号機の運用再開を検討している。
- 4 上記3のほか、運用を停止している音響信号機の状況（豊中市緑地公園駅地区交通安全特定事業計画における主要な生活関連経路上にある「服部緑地東交差点」）
- (1) 平成16年度に視覚障害者用付加装置を整備し、平成17年度に2か所の音源の運用を停止し現在に至っている。
 - (2) 運用停止理由は、四隅に立っているポールから音が同時になるようにしていたところ、遠くからも音が聞こえるのでわかりにくいとの要望が出たため。

措置の内容

- 1 交通安全特定事業計画については、大阪府警情報公開コーナーでの閲覧に加えて、府警ホームページに掲載し、積極的な公表を図ることとした。
- 2 現在運用停止中の音響信号機のうち、克明小学校前交差点西詰については、視覚障がい者団体や周辺住民等からの意見を聴取し、利用実態等総合的に勘案した結果、必要性が認められたことから、平成30年度に音響用制御機を整備し、運用を再開する予定である。
また、音響信号機の整備に当たっては、視覚障がい者団体や周辺住民等の意見・要望と合わせて、身体障がい者等がよく利用する施設への導線あるいは周辺の交通状況に係る調査等を踏まえて、歩行者等の安全確保に向けた効果的な整備及び運用を図る。

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年8月4日、事務局：平成29年5月23日から同年7月11日まで）

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
府警本部 地域部 通信指令室	<p>経済的な経路があるにもかかわらず、別の経路で認定していた。</p> <table border="1" data-bbox="451 512 1175 852"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年11月 から 平成29年9月 まで</td> <td>361,700円</td> <td>354,385円</td> <td>7,315円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成26年11月 から 平成29年9月 まで	361,700円	354,385円	7,315円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の給与に関する条例】 (通勤手当)</p> <p>第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として人事委員会規則で定める職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(略)</p> <p>2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間(以下「支給対象期間」という。)につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 前項第1号に掲げる職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5千円を超えるときは、5万5千円に支給対象期間の月数を乗じて得た額</p> </div> <p>【職員の通勤手当に関する規則】</p> <p>第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>	<p>当該職員について、適正な経路により通勤手当の認定を改めて行った。</p> <p>また、過払いとなっていた通勤手当は戻入を行った。</p> <p>今後、経路による運賃等を精査し、適正な認定を行う。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成26年11月 から 平成29年9月 まで	361,700円	354,385円	7,315円								

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年5月23日から同年7月11日まで)